

下呂市告示第 49 号

## 市道の認定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は令和 2 年 3 月 19 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 19 日

下呂市長 服部 秀洋

別表

縦覧個所	閲覧時間	備考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 土木課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	少ヶ野 23 号支線	下呂市三原イカダバ 21 番 2 地先から 下呂市三原イカダバ 9 番 2 地先まで	